

(議案その七)

令和五年二月

定例島根県議会議案  
(条例)



次の議案別紙のとおり提出します。

令和5年2月27日

島根県知事 丸 山 達 也

第68号議案	島根県県税条例等の一部を改正する条例	1
第69号議案	島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、 設備及び運営に関する基準を定める条例及び島根県認 定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する 条例	9



## 第68号議案

### 島根県県税条例等の一部を改正する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第1条 島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第18項第1号ア中「平成22年3月31日」を「平成25年3月31日」に改め、同号イ中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項第2号から第4号までを削り、同項第5号中「附則第12条の3第5項各号」を「附則第12条の3第2項各号」に改め、「(自家用の乗用車等を除く。)」及び「、当該自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同号を同項第2号とし、同項第6号中「附則第12条の3第6項各号」を「附則第12条の3第3項各号」に、「第47条」を「第47条第1項第1号ア及び第4号ア」に改め、「、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同号を同項第3号とし、同項の表第1項第1号イの項から第1項第3号イの項までを次のように改める。

第1項第1号	25,000円	—	6,500円	—
イ	30,500円	—	8,000円	—
	36,000円	—	9,000円	—
	43,500円	—	11,000円	—
	50,000円	—	12,500円	—

	57,000円	—	14,500円	—
	65,500円	—	16,500円	—
	75,500円	—	19,000円	—
	87,000円	—	22,000円	—
	110,000円	—	27,500円	—
第1項第2号	6,500円	7,100円	2,000円	—
ア（㊦を除く。）	9,000円	9,900円	2,500円	—
	12,000円	13,200円	3,000円	—
	15,000円	16,500円	4,000円	—
	18,500円	20,300円	5,000円	—
	22,000円	24,200円	5,500円	—
	25,500円	28,000円	6,500円	—
	29,500円	32,400円	7,500円	—
	4,700円	5,100円	1,200円	—
	15,100円	16,600円	4,000円	—
	7,500円	8,200円	2,000円	—
第1項第2号	8,000円	8,800円	2,000円	—
イ（㊦を除く。）	11,500円	12,600円	3,000円	—
	16,000円	17,600円	4,000円	—
	20,500円	22,500円	5,500円	—
	25,500円	28,000円	6,500円	—
	30,000円	33,000円	7,500円	—
	35,000円	38,500円	9,000円	—
	40,500円	44,500円	10,500円	—
	6,300円	6,900円	1,600円	—
	20,600円	22,600円	5,500円	—
	10,200円	11,200円	3,000円	—
第1項第3号	12,000円	—	3,000円	—

ア(ア)	14,500円	—	4,000円	—
	17,500円	—	4,500円	—
	20,000円	—	5,000円	—
	22,500円	—	6,000円	—
	25,500円	—	6,500円	—
	29,000円	—	7,500円	—
第1項第3号	26,500円	29,100円	7,000円	—
ア(イ)	32,000円	35,200円	8,000円	—
	38,000円	41,800円	9,500円	—
	44,000円	48,400円	11,000円	—
	50,500円	55,500円	13,000円	—
	57,000円	62,700円	14,500円	—
	64,000円	70,400円	16,000円	—
第1項第3号	33,000円	36,300円	8,500円	—
イ	41,000円	45,100円	10,500円	—
	49,000円	53,900円	12,500円	—
	57,000円	62,700円	14,500円	—
	65,500円	72,000円	16,500円	—
	74,000円	81,400円	18,500円	—
	83,000円	91,300円	21,000円	—

附則第18項の表第1項第4号イ（エを除く。）の項から第2項第2号の項までを次のように改める。

第1項第4号	6,000円	6,900円	1,500円	—
イ（エを除く。）	9,500円	10,900円	2,500円	—
	5,300円	6,000円	1,500円	—
第1項第5号	6,500円	7,100円	2,000円	—
ア(ア)	12,800円	14,000円	3,500円	—
第1項第5号	6,500円	7,100円	2,000円	—

ア(イ) a	9,000円	9,900円	2,500円	—
	12,000円	13,200円	3,000円	—
	15,000円	16,500円	4,000円	—
	18,500円	20,300円	5,000円	—
	22,000円	24,200円	5,500円	—
	25,500円	28,000円	6,500円	—
	29,500円	32,400円	7,500円	—
	4,700円	5,100円	1,500円	—
	48,300円	52,800円	13,500円	—
第1項第5号 ア(イ) b	前号に規定する営業用の区分による当該区分ごとの額	けん引車にあつては4,200円、それ以外のものにあつては7,700円	けん引車にあつては1,000円、それ以外のものにあつては2,000円	—
	第2号	附則第18項第1号の規定により読み替えて適用される第2号	附則第18項第2号の規定により読み替えて適用される第2号	—
第1項第5号 イ(ア)	第1号	—	附則第18項第2号の規定により読み替えて適用される第1号	—
	第2号	附則第18項第1号の規定により読み替えて適用される	附則第18項第2号の規定により読み替えて適用される	—



		第2号	第2号	
	第3号	附則第18項第1号の規定により読み替えて適用される第3号	附則第18項第2号の規定により読み替えて適用される第3号	—
第1項第5号	20,000円	—	5,000円	—
イ(イ)	24,400円	—	6,500円	—
	28,800円	—	7,500円	—
	34,800円	—	9,000円	—
	40,000円	—	10,000円	—
	45,600円	—	11,500円	—
	52,400円	—	13,500円	—
	60,400円	—	15,500円	—
	69,600円	—	17,500円	—
	88,000円	—	22,000円	—
	第1項第5号	8,000円	8,800円	2,000円
イ(エ) a	11,500円	12,600円	3,000円	—
	16,000円	17,600円	4,000円	—
	20,500円	22,500円	5,500円	—
	25,500円	28,000円	6,500円	—
	30,000円	33,000円	7,500円	—
	35,000円	38,500円	9,000円	—
	40,500円	44,500円	10,500円	—
	6,300円	6,900円	2,000円	—
	65,700円	72,100円	18,500円	—
	第1項第5号	前号に規定する自家用の区	けん引車にあつては5,800	けん引車にあつては1,500
イ(エ) b				

	分による当該 区分ごとの額	円、それ以外 のものにあつ ては10,400円	円、それ以外 のものにあつ ては2,500円	
	第2号	附則第18項第 1号の規定に より読み替え て適用される 第2号	附則第18項第 2号の規定に より読み替え て適用される 第2号	—
第2項第1号	3,700円	4,100円	1,000円	—
	4,700円	5,200円	1,200円	—
	6,300円	6,900円	1,600円	—
第2項第2号	5,200円	5,700円	1,300円	—
	6,300円	6,900円	1,600円	—
	8,000円	8,800円	2,000円	—

附則第19項中「乗用車等」の次に「（自家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）並びに特種用途車のうち乗用車に類する教習車及びキャンピング車をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加える。

附則第20項第1号中「平成22年3月31日」を「平成25年3月31日」に改め、同項第2号中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

（島根県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 島根県県税条例の一部を改正する条例（令和4年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項の改正規定中「第24条第2項中」の次に「「附則第11条の4第2項、第5項及び第7項」を「附則第11条の4第3項及び第5項」に、」を加える。

附則第1項第1号中「附則第4項及び第5項」を「附則第5項及び第6項」に改め、同項第3号中「改正規定」の次に「及び附則第4項の規定」を加える。

附則第 2 項中「及び附則第 5 項」を「並びに附則第 4 項及び第 6 項」に改める。

附則中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 新条例第 24 条の規定は、附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(島根県核燃料税条例の一部改正)

第 3 条 島根県核燃料税条例（令和元年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「第 278 条第 6 項」を「第 278 条第 7 項」に改める。

(島根県産業廃棄物減量税条例の一部改正)

第 4 条 島根県産業廃棄物減量税条例（令和元年島根県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条中「第 733 条の 18 第 7 項」を「第 733 条の 18 第 8 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 5 項及び第 6 項の規定 公布の日

(2) 第 2 条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 号。附則第 5 項及び第 6 項において「改正法」という。）の公布の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(3) 第 3 条及び第 4 条並びに附則第 3 項及び第 4 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日  
(自動車税に関する経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の島根県県税条例附則第 18 項から第 20 項までの規定は、令和 5 年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和 4 年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(島根県核燃料税条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第3条の規定による改正後の島根県核燃料税条例第11条の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「第3号施行日」という。）以後に同条例第9条に規定する申告書の提出期限が到来する核燃料税について適用し、第3号施行日前に当該提出期限が到来した核燃料税については、なお従前の例による。

(島根県産業廃棄物減量税条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第4条の規定による改正後の島根県産業廃棄物減量税条例第17条の規定は、第3号施行日以後に同条例第11条又は第15条に規定する申告書の提出期限が到来する産業廃棄物減量税について適用し、第3号施行日前に当該提出期限が到来した産業廃棄物減量税については、なお従前の例による。

(この条例の失効等)

- 5 この条例は、改正法が令和5年3月31日までに公布されないときは、その効力を失う。
- 6 この条例は、前項の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする。

## 第69号議案

島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

(島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年島根県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書及び同条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、園児の保育に直接従事する職員及び保育室等（乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所をいう。以下同じ。）については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員又は設備に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第11条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第11条 幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）を継続的に実施するための、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要

に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第15条第1項中「（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削る。

附則第11項中「前2項」を「附則第9項から前項まで」に、「又は知事」を「、知事」に、「認める者を」を「認める者又は看護師等を」に、「並びに知事」を「、知事」に、「認める者の」を「認める者並びに看護師等の」に改め、同項を附則第13項とし、附則第10項の次に次の2項を加える。

11 第17条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

12 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

（島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正）

第2条 島根県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年島根県条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「附則第6項」を「附則第7項」に改める。

附則第6項の表に次のように加える。

附則第6項	第10条第1号の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
-------	------------------------------------	------

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

6 第10条第1号の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えること

ができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

